

(医師用)

## 遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第12条第1項（同条第6項に準用する場合を含む。）の規定により  
診断後、直ちに保健所長あてに届出をしなければならないところ

ため、今日まで

遅延いたしました。

今後注意いたしますので、よろしく申し上げます。

令和 年 月 日

従事する病院・診療所の名称

医師の氏名

(自署又は記名押印のこと)

千葉県保健所長 様